

最高裁判所判決に基づく生活保護行政の改善と対応を求める意見書

2025年6月27日、最高裁判所は、2013年から2015年に行った生活保護基準引き下げ処分を違法として取り消す判決を言い渡した。最低限度の生活の需要を満たすことができない状態を10年以上強いられてきたことは、生活保護利用者の生存権を侵害しており、長期に渡って多大な苦痛を与えてきたことに対し、真摯に謝罪するとともに、減額によって侵害された生活保護利用者の生存権を一刻も早く回復することが求められている。

生活保護基準は、生活保護を利用している方だけに関わる問題ではない。最低賃金や社会保障等の諸制度や諸施策を底支えしており、国民生活全般に極めて重大な影響を及ぼす。現状の生活保護基準では、憲法25条が保障する健康で文化的な最低限度の生活が維持できず、生活保護基準を引き上げることも求められている。

よって、本町議会は、国に対し下記事項について要求する。

記

- 1 最高裁判所判決に基づき、生活保護基準を2012年まで遡及して保護費を増額し、減額によって侵害された生活保護利用者の生存権を一刻も早く回復すること。
- 2 現状の生活保護基準を引き上げ、健康で文化的な最低限度の生活を保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月25日

沖縄県中頭郡北谷町議会議長 仲地 泰夫

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣